

3 違反処理の推進方策について

【今回の火災における課題】

違反処理への移行

違反処理標準マニュアルにおいては、標準的な違反処理方策について記載しているが、今回火災が発生した建物に対しては、立入検査の結果を繰り返し指導するにとどまっており、違反処理に移行する取り組みが行われていなかった。

また、違反処理の推進に向けた体制についても整っていなかった。

福山地区消防組合における検証結果

- ・ 立入検査における不備事項については、建物関係者の自発的な違反是正を促す行政指導を中心としていたことから、建物関係者に注意するにとどまり、完全に改善すべく厳しい取り組みが行われていなかった。
- ・ 違反対象物への行政指導の実施が、長年、職員に慣例化されており、違反処理に移行するという認識及び知識が希薄であった。また局及び各所属においても同様に、違反処理への認識が希薄であった。
- ・ 査察率の向上を目的とするあまり、継続的な是正指導がなされていなかった。
- ・ 立入検査結果において不備事項がある建物について、建物関係者からの改善計画書の報告がほとんど行われていなかった。
- ・ 火災後の緊急調査において、5年以上査察を行っていない建物の違反率は94%であり、また75%が消防用設備の点検報告が行われていなかった。

【対応の考え方】

- 査察で見つかった違反対象物についても、特に人命危険の高い対象物を選別する基準によりふるい分けをして、**危険性、悪質性の高いものを徹底的に改善させていく**対応が必要。
- 特に人命危険の高い対象物には、**使用停止命令を含めた厳格な措置、公表**。
- 危険性、悪質性の基準としては、以下の項目が考えられる。
 - ・ 消防用設備等について「**特定違反対象物**」の基準に該当（スプリンクラー設備、屋内消火栓又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置又はその機能を失っている防火対象物）
 - ・ **旧適マーク基準の建築構造3項目への適合性のない対象物における消防法令の継続した同一事項の違反**
- 違反処理をより効率的に推進するため、実況見分調書について、写真添付等により記載内容を簡略化するよう、違反処理標準マニュアルを一部見直し。
- 立入検査等で、建築基準法の違反を覚知した場合には、建築部局と情報を共有し、連携して対応を図っていくことを引き続き推進。

【消防本部における業務執行体制についての考え方】

- 違反処理の推進にあたっての専任の職員の配置
- 勤務形態に応じた違反処理事務の分担
- 署の違反処理業務を消防本部が支援する体制の整備

【国の支援体制についての考え方】

- 弁護士による法的相談やアドバイスを得られる体制の充実
- 消防大学校における研修や違反是正研修会の推進
- 違反是正データベースシステムの充実